

上越市景観計画の全体構成

第1章

景観計画策定の背景と位置付け

1-1 本計画策定の背景

(1) 景観法の制定

国の動き

平成17年6月1日「景観法」の施行

新潟県の動き

景観づくりの基本的な方針や県と市町村の果たすべき役割等について検討を行うため有識者、専門家で構成する「新潟県景観懇談会」を平成18年度に設置しました。

上越市の動き

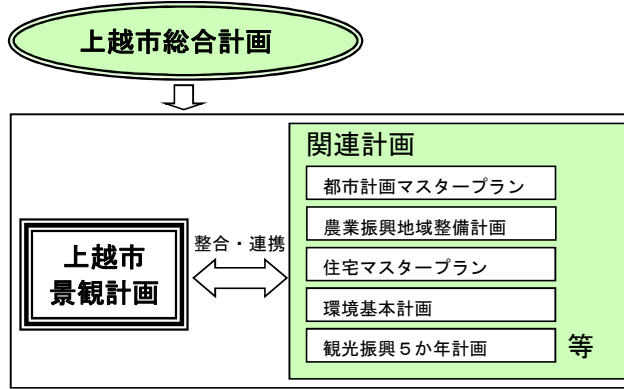
平成12年「上越市景観条例」制定
平成13年「上越市景観形成基本計画」策定
「発見→参加→実践→検証」のプロセスを大切にした「景観そだて」を推進してきました。
平成17年1月 周辺13町村との合併
平成19年7月 景観行政団体となる

(2) 上越市景観計画の策定

これまでの考えを継承しつつ、景観法に基づく計画を策定することにしました。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、上越市総合計画が掲げる将来都市像を実現するため、各種関係計画との整合・連携を図りながら、景観法の規定に基づく各種事項について定めるものです。

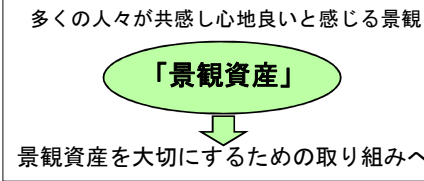


第2章

景観の現況と景観づくりの課題

2-1 上越市の景観資産

(1) 上越市の「景観資産」



(2) 上越市の景観を構成する要素

- ① 豊かな自然(山岳・丘陵地、水辺、樹木・草花)
- ② 地形特性に応じた集落・まちなみ、田園風景
- ③ 歴史と文化に彩られた建造物・工作物
- ④ 人々の暮らし、活動

2-2 これまでの景観づくりの取り組みの評価

- (1) 行政としての景観づくりの取り組みの評価
- (2) 市民による景観づくりの取り組みの評価

2-3 景観づくりの課題

- ① 市民の宝物としての「景観資産」を共有し、大切にしておくこと。
- ② 市民と行政とが協働・連携し、担い手を育成していくこと。
- ③ 行政内の総合的・横断的な推進体制を確立していくこと。
- ④ 誘導施策を強化し、市民及び関連業界へ周知していくこと。
- ⑤ 継続的な支援をしていくこと。
- ⑥ 取り組みを継続的に進捗管理していくこと。

第3章

良好な景観づくりの目標と基本理念

3-1 景観づくりの目標

自然と風土がおりなす、
上質な美しさが実感できるまち

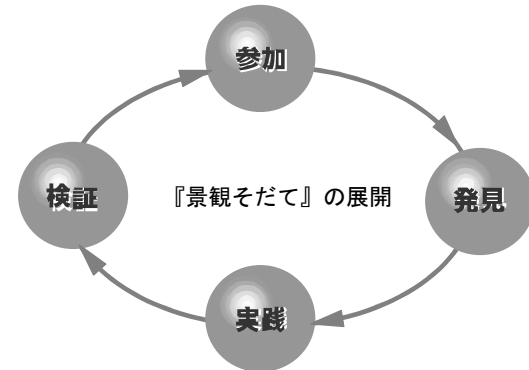
3-2 景観づくりの担い手と役割

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 行政(市)の役割
- (4) 専門家の役割
- (5) 教育機関の役割

3-3 景観づくりの基本理念

「景観そだて」

これまで、市民が自ら景観づくりの取り組みに参加し、大切にしたい景観を発見し、実践し、その結果を検証し、そして新たな取り組みへ誘導していくという展開を「景観そだて」と名付け推進してきました。今後も、この考えを景観づくりの「基本理念」として継承し、「参加→発見→実践→検証」の取り組みを行っていきます。

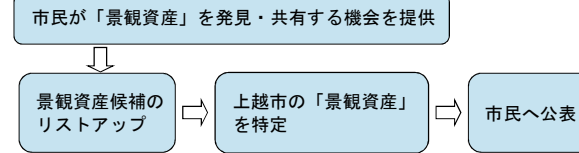


第4章

良好な景観づくりの取り組み

4-1 上越市の景観資産の共有

(1) 上越市の「景観資産」特定の流れ



(2) 上越市の景観資産の特定条件

- ① 資産としての価値が見出されているもの(本物か)
- ② 誰もが認識できるもの(共有できるか)
- ③ 地域の人々に共感され大切にされているもの
- ④ 上越市のまちづくりにとって役立つもの

(3) 上越市の景観資産の例

(4) 景観法に基づく取り組みの例

- ① 重点区域・景観地区の指定、行為の制限
- ② 景観重要建造物、景観重要樹木
- ③ 景観重要公共施設
- ④ 景観整備機構、景観協議会

4-2 市民と行政の協働・連携

- (1) 市民自ら率先して取り組む活動への協力、支援
- (2) 景観づくり推進組織の認定と景観整備機構への展開
- (3) 景観協定の認定
- (4) 景観協議会の設立

4-3 行政内の関連分野の連携

- (1) 景観づくりを推進する仕組みの充実
- (2) 総合的・横断的な景観行政の連絡、執行体制の確立
 - ① 国、県、公益事業者との協力、連携
 - ② 庁内関連分野との連携

5-1 景観計画区域

- (1) 景観計画区域 : 全市的に景観づくりの推進を図る区域
上越市全域
- (2) 景観づくり重点区域 : より積極的に景観づくりを図る区域
安塚地区及び南本町三丁目地区
- (3) 景観地区 : さらに積極的に景観づくりの取り組みが必要な地区
現段階では未指定

5-2 良好な景観づくりのための方針

基本方針

「景観そだて」の展開により、「景観資産」の価値を見出し、まもり、つくり、そだてていくことを通じて、大切な「景観資産」の価値を高めていきます。

市民共通の「景観資産」を、次の世代に引き継いでいきます。

5-3 行為の制限に関する事項

- (1) 一般区域における行為の制限
- (2) 景観づくり重点区域における行為の制限
- (3) 届出行為の手続きとガイドライン
※本節は令和4年12月1日付け変更により、別冊に移行

5-4 景観重要建造物の指定方針

- (1) 基本的な考え方
景観的な特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要である建造物の保全を図ります。
- (2) 指定方針
 - ① 地域の景観を特色付けているもの
 - ② 地域住民に親しまれているもの
- (3) 指定の手順
- (4) 制限の緩和について

4-4 景観づくり誘導施策の強化

- (1) 事前相談制度の確立
 - ① 景観アドバイザー制度
 - ② 上越市景観審議会
- (2) 関連業界への周知

4-5 景観づくりを支える各種支援

- (1) 規制緩和などによる法的支援
 - ① 緩和措置の整備
 - ② 安全性の確保
- (2) 財源の確保
- (3) その他の支援策
 - ① 町家(雁木)維持保全事業の継続
 - ② 市民活動経費の助成制度の検討
 - ③ 景観整備の助成制度や融資制度の検討
 - ④ 貢献に対する表彰やPR

4-6 景観づくりの進行管理

- (1) 報告、評価
上越市景観審議会に対して年次報告し、評価を受けます。また、その結果については市民に広く公表していきます。
- (2) 計画の点検、見直し
概ね5年ごとに、市民の意向を把握、進行状況を点検し、上越市景観審議会の評価を受けます。その結果、再検討や見直しが必要なものは、関係各機関と推進方策等について協議し、見直しを行います。
- (3) 将来の変動が予想される事業
景観に影響を与える可能性のあるプロジェクトを進める際には、景観づくりに配慮するよう、事業主体や関係各機関と協議します。

第5章

良好な景観づくりの実現手法

5-5 景観重要樹木の指定方針

- (1) 基本的な考え方
歴史的・文化的な意義、学術的に貴重な樹木、景観づくりに重要な役割を担い、地域の自然環境の保全に重要と認めら
- (2) 指定方針
 - ① 地域の景観を特色付けているもの
 - ② 地域住民に親しまれているもの
- (3) 指定の手順

5-6 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項

- (1) 基本事項
市全域において行為の制限(規制・誘導)の基準を示します。
- (2) 制限に関する事項
 - ① 良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの
 - ② その他
- (3) 適用する区域の指定の方針
景観計画区域内の全域に適用します。
(仮称) 上越市屋外広告物条例の制定について検討します。

5-7 景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可等の基準

- (1) 基本事項
地域の景観的な特性と目標を踏まえて、道路、河川、都市公園、海岸、港湾などについて指定します。

5-8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- (1) 基本事項
田園、棚田など、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要のある区域の指定の方針を提案し、保全や創出のため
- (2) 景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために定める事項